令和 8 年度「地域応援パートナー事業」
協賛企業募集要項

1　目的

　吉野川市では、企業の協力を市民サービスにつなげるとともに、企業の PR や地域貢献の機会を創出する「地域応援パートナー事業」を試行的に実施します。本事業では、企業・店舗等から商品や商品券、サービス利用券等の協賛を募り、市が実施するイベントや事業等の景品・プレゼントなどとして市民に還元します。また、協賛いただいた企業・店舗等を市の広報媒体等で紹介することで、企業の PR や地域貢献につなげます。

2　事業の仕組み

本事業は、次の流れで実施します。

① 企業・店舗等から協賛を募集
↓
② 商品・商品券・サービス利用券等の提供
↓
③ 協賛する市のイベント・事業等の広報と併せて、協賛企業・店舗等を広報誌や市ホームページ等で紹介
↓
④ 市のイベント・事業等で市民に還元

協賛いただいた商品・サービス等は、市が実施するイベントや事業、各種アンケート等における景品・プレゼントなどへの活用を予定しています。

3　募集対象

　本事業の趣旨に賛同し、協賛品等を提供していただける企業、店舗、事業者等を募集します。市内事業者を基本的な対象としますが、市外事業者についても、本事業の趣旨に賛同し、市民への還元につながる場合は対象とします。

4　協賛の内容

次のような商品・サービス等を協賛の対象とします。

・商品
・商品券・ギフト券
・サービス利用券
・その他、市民への還元に活用できる商品・サービス等

※現金による協賛は、今回の募集対象としません。

5　協賛品等の活用

協賛いただいた商品・サービス等は、市が実施するイベントや事業等において、景品やプレゼントなどとして市民に還元します。協賛品等を活用する事業や時期については、協賛内容や市の事業等を踏まえ、市が決定しますが、協賛企業等のご意向も踏まえ、可能な限り調整します。

6　協賛企業等の紹介

協賛いただいた企業・店舗等については、広報よしのがわ、市ホームページ等で、協賛した事業等の広報と併せて紹介します。紹介内容は、企業・店舗名、所在地、協賛内容などを基本とし、具体的な内容については市と協賛企業等で調整します。

7　協賛の申し込み

協賛を希望する企業・店舗等は、所定の申込書に必要事項を記入し、提出してください。申込書には、協賛を希望する商品・サービス等の内容、数量、提供可能な時期などを記載してください。

8　協賛の受入れ

申し込みいただいた内容について、本事業の趣旨や市民への還元という目的に適しているかを確認した上で、市が協賛の受け入れを決定します。

次のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないことがあります。

・市民への提供に適さないもの
・法令等に違反するもの
・公序良俗に反するもの
・政治活動または宗教活動に関するもの
・市の信用やイメージを損なうおそれがあるもの
・特定の企業、商品またはサービスの過度な宣伝・利益誘導につながるおそれがあるもの
・その他、本事業の趣旨に適さないと市が認めるもの

9　協賛にあたっての留意事項

（1）協賛品等の提供に必要な費用は、原則として協賛企業等の負担とします。
（2）協賛品等の受け渡し方法については、市と協賛企業等で協議します。
（3）協賛企業等の紹介内容については、市が確認・調整を行います。
（4）協賛を行ったことを理由として、市が特定の企業、商品またはサービスを推奨するものではありません。

（5）協賛企業等が多数となった場合などは、協賛内容や数量、活用時期等について調整する場合があります。
（6）協賛品等の提供後に、品質上の問題等が判明した場合は、市と協賛企業等で対応について協議します。

10　募集期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）から 11 月 30 日（月）まで

※今年度は試行的に実施するため、募集期間終了後も、事業の実施状況に応じて協賛を受け付ける場合があります。

11　その他

本要項に定めのない事項については、市と協賛企業等が協議の上、決定します。また、本事業は令和 8 年度に試行的に実施するものであり、実施結果を踏まえて、今後、事業内容や協賛方法等を見直す場合があります。

12　申し込み・問い合わせ先

吉野川市総務部市長公室 広報広聴係
〒776-8611　吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1
TEL：0883-22-2203
E-mail：m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp